

議案第 2 0 号

大野市民間認定こども園における I C T 化推進事業補助金交付要綱案

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

民間認定こども園における I C T 導入を支援し、業務の効率化を推進するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間認定こども園におけるＩＣＴ化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日

大野市教育委員会

大野市民間認定こども園におけるＩＣＴ化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、令和 6 年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和 6 年度補正予算分）分）交付要綱（令和 7 年 2 月 13 日付けこども家庭庁発こ成保第 129 号）（以下「国交付要綱」という。）及び保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業（うち、保育施設等におけるＩＣＴ導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和 6 年度補正予算分）実施要綱（こども家庭庁発こ成保第 128 号）（以下「国実施要綱」という。）に基づき、市が大野市民間認定こども園におけるＩＣＴ化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を支給する事業について、大野市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、大野市内に所在する民間認定こども園とする。ただし、過去に国、県、市の補助を受けてＩＣＴシステムの整備を行った園については、第 4 条第 4 号に掲げる機能を有するＩＣＴシステムの新規導入に限り、補助金の交付を受けることができる。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象経費は、国交付要綱及び国実施要綱により定められた事業（以下「事業」という。）のうち、保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入に要する経費とする。ただし、経費のうち消費税及び地方

消費税に相当する額は補助対象外とする。

（補助対象事業要件）

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる機能のいずれか1つ以上を有するICTシステムの導入を行う事業でなければならない。

- (1) 保育に係る計画・記録に関する機能
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能
- (4) キャッシュレス決済に関する機能

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1園当たり、次の各号に掲げる額に4分の3を乗じた額を限度とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 端末の購入を伴う事業を行う場合

- ア 前条各号に掲げる機能のうち1つの機能を有するもの 70万円
- イ 前条各号に掲げる機能のうち2つの機能を有するもの 90万円
- ウ 前条各号に掲げる機能のうち3つの機能を有するもの 110万円
- エ 前条各号に掲げる機能のうち4つの機能を有するもの 130万円

(2) 端末の購入を伴わない事業を行う場合

- ア 前条各号に掲げる機能のうち1つの機能を有するもの 20万円
- イ 前条各号に掲げる機能のうち2つの機能を有するもの 40万円
- ウ 前条各号に掲げる機能のうち3つの機能を有するもの 60万円
- エ 前条各号に掲げる機能のうち4つの機能を有するもの 80万円

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条に定める書類のほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 各事業実施に係る見積書の写し（2者以上から徴集したもの）
- (2) 導入を行うシステム等の機能が確認できる資料
- (3) 導入実施計画書（様式第1号）

（補助金の交付決定に関する条件）

第7条 市長は、規則第6条第1項により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号に掲

げる条件を付すものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（申請事項の変更等）

第 8 条 補助事業者が第 6 条に掲げる書類の記載事項を変更（軽微な変更を除く。

）しようとするときは、大野市民間認定こども園における ICT 化推進事業補助金変更交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正、かつ、妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、大野市民間認定こども園における ICT 化推進事業補助金変更交付指令書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる書類は、こども家庭庁が別に定める日までに提出するものとする。

(1) 各事業に要した経費を確認できる書類の写し

(2) 園の定める安全計画（ICT システムを活用した安全管理の取組が明記されたもの）

(3) システム導入による効果等の報告書（国実施要綱が定める様式）

（関係図書の保存）

第 10 条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は、効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条、第 9 条及び第 10 条に定める事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

導入実施計画書

①総事業費（消費税及び地方消費税を除く）	円
②寄付金その他の収入予定額	円
③差引額（①－②）	円
④補助上限額	円 × 3 / 4 = 円
③と④のいずれか低い額（千円未満切り捨て）	円

1 システム導入予定日	年 月 日
2 システム使用開始予定日	年 月 日
3 システム業者の名称	年 月 日
4 導入する機能 (該当するものに「○」)	①保育に関する計画・記録に関する機能
	②園児の登園及び降園の管理に関する機能
	③保護者との連絡に関する機能
	④キャッシュレス決済に関する機能
5 端末購入の有無（どちらかに「○」）	有 ・ 無
6 過去に補助を受けて導入したシステムの有無（どちらかに「○」）	有 ・ 無
7 費用縮減効果の活用に係る宣言 (宣言する場合は「○」)	システム導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士等の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てることとし、その旨を保育士等に周知することを宣言する

(その他添付資料)

- ・ 保育士等の業務負担を軽減するための計画（様式任意）
- ・ システム等を販売する事業者からの支援体制等が分かる資料（様式任意）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

大野市民間認定こども園におけるICT化推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のありました、大野市民間認定こども園におけるICT化推進事業補助金について、下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、大野市民間認定こども園におけるICT化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 変更前の額 | 円 |
| | | 変更後の額 | 円 |
| | | 増 減 | 円 |
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付資料（所要額調書、事業計画書等）

様式第3号（第8条関係）

大野市指令 第 号

団体名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市民間認定こども園におけるＩＣＴ化推進事業補助金について、大野市民間認定こども園におけるＩＣＴ化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。